

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和5年12月1日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
320	株式会社イースマイル	大阪府中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル	島村 禮孝	株式会社イースマイル	大阪府中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル	令和11年9月29日
341	株式会社篠原設備	千葉県柏市逆井四丁目25番59号	篠原 光彦	株式会社篠原設備	千葉県柏市逆井四丁目25番59号	令和11年9月29日